

# スクールバス運行に関する基礎資料

令和8年1月末現在の予定

	学校名	大曲支援学校							
		学部	小学部		中学部		高等部		
児童生徒数	学年	児童数	バス通学	生徒数	バス通学	生徒数	バス通学		
	1年	10	8	12	10	13	4		
	2年	8	5	9	7	15	6		
	3年	8	3	8	4	15	8		
	4年	7	3						
	5年	11	5						
	6年	8	5						
	計	52	29	29	21	43	18		
	合計	児童生徒数		125	バス通学生数		68		
児童生徒の特徴		<ul style="list-style-type: none"> <li>自宅からスクールバスの停留所まで保護者が送迎している家庭がほとんどである。</li> <li>乗降の際、介助が必要な児童生徒が数名いる。</li> </ul>							
車両	種類	運行コース	車種	定員	乗車人員	特徴等			
	バス(1)	中仙	日産シビリアン	29	25	H23.3取得			
	バス(2)	六郷	いすゞエルガ	56	21	H26.9取得			
	バス(3)	協和	日産シビリアン	29	21	H23.3取得			
	給食運搬車								
運行経路		別紙参照							
その他稼働状況		校外学習での使用 年間80回 (職場見学、実習、校外活動) (学校行事、校外学習) ※小1の1名は、どの便を利用するかは未定							
学校について	種別	知的障害							
	郵便番号	014-0072							
	住所	秋田県大仙市大曲西根字下成沢122							
	電話	0187-68-4123							
	FAX	0187-68-4122							
	校長(R7年度)	熊谷 司 (くまがい つかさ)							
	事務長(II)	柴田 真希 (しばた まさき)							
	特徴	本校は知的障害を有する児童生徒に対して教育を行う特別支援学校である。 児童生徒一人一人の発達段階や特性などに応じた指導を図り、積極的に社会参加、職業自立できる児童生徒の育成に努めている。							

## 中仙便



## 六郷便

→ : 登校経路

→ : 下校経路



## 協和便

→ : 登校経路

→ : 下校経路



## 令和8年度 スクールバス停留所と発着時刻

(通過時間は予定時刻)

### 〈中仙便〉

バス停	登校便	下校便
学 校	7：25	16：10
中 仙 支 所	8：00	15：40
薬 王 堂 四 ツ 屋 店 (登校)	8：15	
ビックフレック配送センター (下校)		15：30
コメリパワー大曲店	8：25	15：15
学 校	8：40	15：00
	(1：15)	(1：10)

### 〈六郷便〉

バス停	登校便	下校便
学 校	7：15	16：15
J A 秋 田 お ば こ 大 曲 南 支 店	7：35	15：55
保 健 セ ン タ ー	8：05	15：35
上 畑 屋	8：15	15：25
藤 阳	8：20	15：20
D C M 飯 田 店	8：30	15：10
学 校	8：40	15：00
	(1：25)	(1：15)

### 〈協和便〉

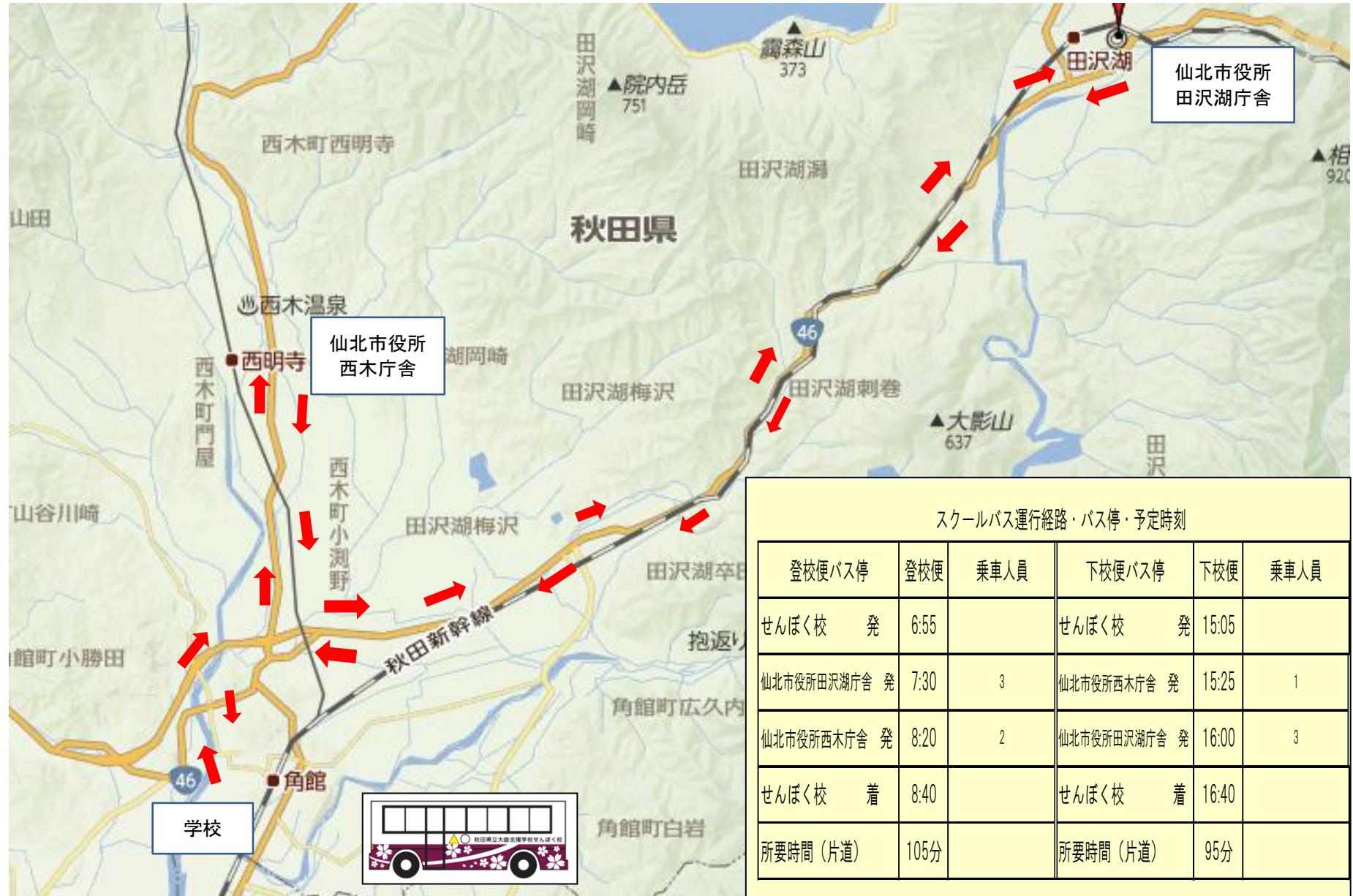
バス停	登校便	下校便
学 校	6：45	16：50
大 安 閣	7：30	16：05
大 仙 市 西 仙 北 総 合 支 所	7：45	15：45
大 仙 市 役 所 神 岡 支 所	8：05	15：30
若 竹 町	8：20	15：15
秋田銀行大曲支店 (登校)	8：30	
消防署前：日総 (下校)		15：10
学 校	8：40	15：00
	(1：55)	(1：50)

※予定時刻の10分前までには停留所に到着して、お待ちください。

# スクールバス運行に関する基礎資料

令和8年1月現在の予定

	学校名	大曲支援学校せんぼく校							
	学部	小学部		中学部		高等部			
児童生徒数	学年	児童数	バス通学	生徒数	バス通学	生徒数	バス通学		
	1年	3	1	2	0	9	1		
	2年	0	0	2	0	5	1		
	3年	1	0	1	0	4	1		
	4年	0	0						
	5年	2	0						
	6年	2	1						
	計	8	2	5	0	18	3		
	合計	児童生徒数		31	バス通学生数		5		
児童生徒の特徴		<ul style="list-style-type: none"> <li>停留所までの移動手段は、保護者送迎（1名）、徒步または保護者送迎（1名）、徒步または自転車または保護者送迎（1名）、仙北市の公用車利用（2名）である。</li> </ul>							
車両	種類	運行コース	車種	定員	乗車人員	特徴等			
	バス（1）	田沢湖・西木	三菱ローバー	29	7	H28.3取得 乗車人員には運転手と添乗員を含む			
	給食運搬車								
運行経路		別紙参照							
その他稼働状況		<ul style="list-style-type: none"> <li>校外学習での使用 年間50回 (本分校間の使用含む)</li> </ul>							
学校について	種 別	知的障害							
	郵便番号	014-0372							
	住 所	秋田県仙北市角館町小館77番地2							
	電 話	0187-42-8568							
	F A X	0187-42-8569							
	校 長 (R7年度)	熊谷 司（くまがい つかさ）							
	事務長 (〃)	柴田 真希（しばた まさき）							
	特 徵	<ul style="list-style-type: none"> <li>本校は知的障害を有する児童生徒に対して教育を行う特別支援学校である。 児童生徒一人一人の発達段階や特性等に応じた指導を行い、積極的に社会参加、職業自立できる児童生徒の育成に努めている。</li> </ul>							



# スクールバス運行に関する基礎資料

令和8年1月末現在の予定

	学校名	横手支援学校							
		学部		小学部		中学部		高等部	
児童生徒数	学年	児童数	バス通学	生徒数	バス通学	生徒数	バス通学		
	1年	6	0	7	3	15	7		
	2年	4	2	8	4	16	11		
	3年	7	1	9	4	9	5		
	4年	4	1						
	5年	3	0						
	6年	5	2						
	計	29	6	24	11	40	23		
合計		児童生徒数		バス通学生数		40			
児童生徒の特徴		重複障害の子どもが多く乗車時のルールを守ることができない。また、多動な子どももおり、自席に最後まで座っていることができず、車いす使用者や病弱な子どもに危害を及ぼすおそれがある。このため、乗車中及び肢体不自由者の乗降時には介助が必要である。							
車両	種類	運行コース	車種	定員	乗車人員	特徴等			
	バス（1）	大森コース	三菱R O S A	29	14				
	バス（2）	十文字コース	いすゞE R G A	56	26				
	給食運搬車	清陵学院往復	いすゞエルフ	3		リフト付き			
運行経路		別紙参照							
その他稼働状況		各学部ともに学年別や合同で、買い物や体験学習、近隣校との交流、地域行事等に利用。（年間50回程度） 全校で参加する体育大会（特別支援学校体育連盟）、文化行事（特別支援学校文化連盟）及び各学部の宿泊学習等に利用。（年間10回程度）							
学校について	種別	知的障害特別支援学校							
	郵便番号	013-0064							
	住所	横手市赤坂字仁坂105番地1							
	電話	0182-33-4166							
	FAX	0182-33-4266							
	校長（R7年度）	清水 潤（しみず じゅん）							
	事務長（リ）	川本 健太郎（かわもと けんたろう）							
	特徴								

令和8年度 スクールバス路線表【大森コース】(案)

秋田県立横手支援学校

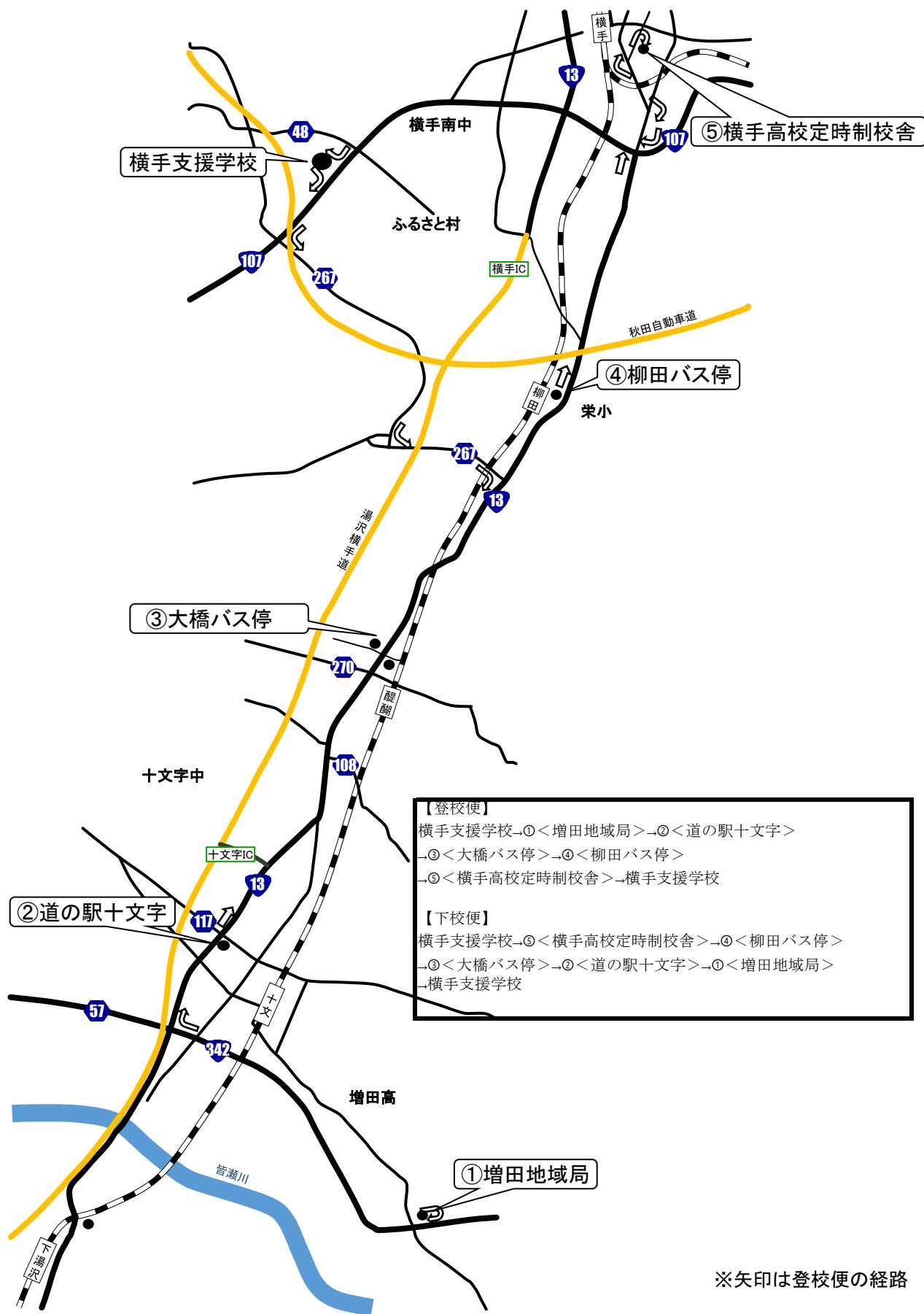


※矢印は登校便及び下校便の経路

【登校便・下校便】 横手支援学校→①<大雄地域局>→②<大森地域局>  
→③<雄物川体育馆>→④<平鹿体育馆>→横手支援学校

令和8年度 スクールバス路線表【十文字コース】(案)

秋田県立横手支援学校



## 令和8年度 スクールバス運行表（案）

秋田県立横手支援学校

【大森コース】 < >は冬季（11月～3月）運行時刻			
乗降場所	出発予定時刻		
	登校便	下校便 (水)	下校便 (月火木金)
横手支援学校	7:35 <7:25>	14:20	15:05
大雄地域局	7:55	14:35	15:20
大森地域局	8:05	14:45	15:30
雄物川体育館	8:15	14:55	15:40
平鹿体育館	8:30	15:10	15:55
横手支援学校	8:40	15:20	16:05

【十文字コース】 < >は冬季（11月～3月）運行時刻			
乗降場所	出発予定時刻		
	登校便	下校便 (水)	下校便 (月火木金)
横手支援学校	7:10 <7:00>	14:20	15:05
増田地域局	7:50 <7:40>	15:10	15:55
道の駅「十文字」	8:00 <7:50>	15:00	15:45
大橋バス停	8:10 <8:05>	14:50	15:35
柳田バス停	8:15 <8:10>	14:45	15:30
横手高校定時制校舎	8:25	14:35	15:20
横手支援学校	8:40	15:45	16:30

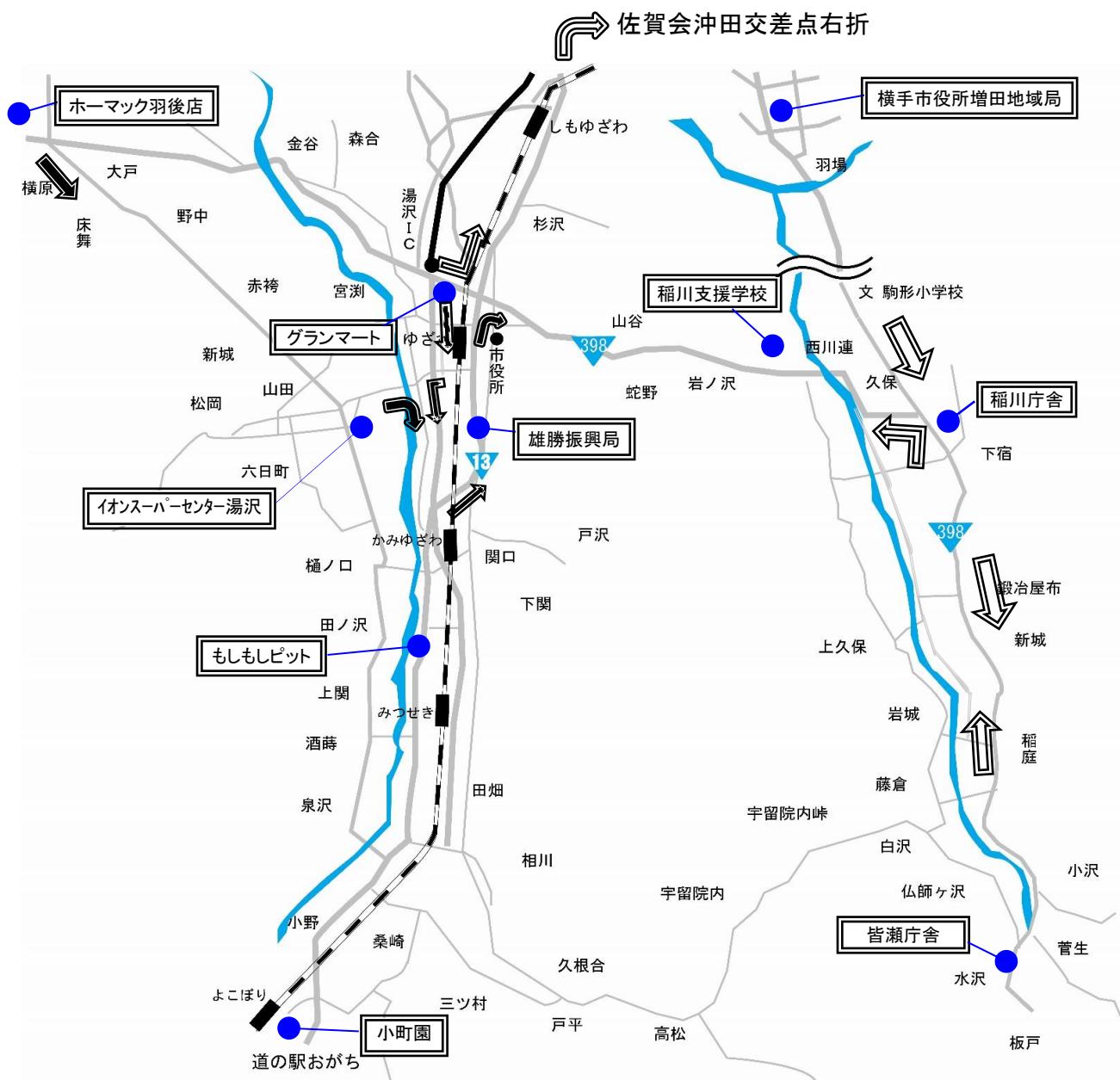
# スクールバス運行に関する基礎資料

令和8年1月末現在の予定

	学校名	稻川支援学校													
		学部	小学部		中学部		高等部								
児童生徒数	学年	児童数	バス通学	生徒数	バス通学	生徒数	バス通学								
	1年	3	3	7	6	12	12								
	2年	2	2	4	3	9	9								
	3年	5	3	7	7	8	6								
	4年	4	4												
	5年	7	5												
	6年	3	2												
	計	24	19	18	16	29	27								
児童生徒の特徴	合計	児童生徒数		71	バス通学生数		62								
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○重複障害の児童生徒が多い。</li> <li>○乗降時のルールを理解できない子どもがいる。</li> <li>○肢体不自由児の乗降時は、抱きかかえるなどの介助が必要である。</li> <li>○医療的ケア対象の生徒も乗車している。</li> </ul>														
車両	種類	運行コース	車種	定員	乗車人員	特徴等									
	バス(1)	湯沢コース	いすゞ エルガ	56	42	登校1回、下校1回									
	バス(2)	皆瀬コース(下校2便) 湯沢コース(下校1便)	三菱ローバー	29	20	登校1回、下校2回									
	運行経路	別紙参照													
その他稼働状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>○全校で参加する体育行事(特総体)・・・年1回</li> <li>○各学部の宿泊学習・・・年3回</li> <li>○水泳教室、スキー教室・・・年15回程度</li> <li>○買い物学習、地域行事参加、交流行事など・・・年46回程度</li> </ul> <p style="text-align: right;">合計 校外行事 年65回程度</p>														
学校について	種別	知的障害													
	郵便番号	012-0104													
	住所	秋田県湯沢市駒形町字八面寺下谷地33-2													
	電話	0183-42-4424													
	FAX	0183-42-4874													
	校長(R7年度)	佐々木 義範(ささき よしのり)													
	事務長(〃)	半田 武伸(はんだ たけのぶ)													
	特徴	本校は知的障害を有する児童生徒に対して教育を行う特別支援学校である。 児童生徒一人一人の発達段階や特性などに応じた指導を図り、積極的に社会参加、職業自立できる児童生徒の育成に努めている。													

## 令和8年度 スクールバス運行経路

大型 → 小型(登校便・下校第2便) → 小型(下校第1便)



### 1. 大型バス (登校便・下校便)

- ①学校 → ②ホーマック羽後店 → ③イオンスーパーセンター湯沢店 → ④小町園
- ⑤雄勝地域振興局 → ⑥学校 (走行距離 5.2 km)

### 2. 小型バス (登校便・下校第2便)

- ①学校 → ②グランマート湯沢店 → ③増田地域局 → ④稻川庁舎 → ⑤皆瀬
- 庁舎 → ⑥学校 (走行距離 4.6 km)

### 3. 小型バス (下校第1便)

- ①学校 → ②グランマート湯沢店 → ③もしもしピット → ④学校 (走行距離 2.3 km)

## 令和8年度 スクールバス運行表(案) 令和8年1月末現在

秋田県立稻川支援学校

### 1 湯沢・羽後・雄勝方面(大型バス)

停 留 所	登 校 便		下 校 2 便		
	夏期 (4~11月)	冬期 (12~3月)	月火木金	水	早退便
稻川支援学校	7:15	7:10	15:05	14:10	11:40
ホーマック羽後店	7:40	7:35	15:30	14:35	12:05
イオンSC湯沢店	7:55	7:50	15:45	14:50	12:20
小町園	8:15	8:10	16:05	15:10	12:40
雄勝地域振興局	8:30	8:30	16:20	15:25	12:55
稻川支援学校	8:50	8:50	16:35	15:40	13:10

(1 : 35) (1 : 40) (1 : 30) (1 : 30) (1 : 30)

### 2 増田・皆瀬方面(小型バス)

停 留 所	登 校 便		下 校 2 便		
	夏期 (4~11月)	冬期 (12~3月)	月火木金	水	早退便
稻川支援学校	7:10	7:05	15:05	14:10	11:40
グランマート湯沢店	7:25	7:20	15:20	14:25	11:55
増田地域局	7:45	7:45	15:45	14:50	12:20
稻川庁舎	8:00	8:00	16:00	15:05	12:35
皆瀬庁舎	8:20	8:20			
稻川支援学校	8:45	8:45	16:10	15:15	12:45

(1 : 35) (1 : 40) (1 : 05) (1 : 05) (1 : 05)

※下校早退便の時刻は一例です。この他の時刻に学校を出発する場合には、その都度、連絡いたします。

### 3 下校1便(小型バス) \*小学部

停 留 所	(月火木金)
稻川支援学校	13:40
グランマート湯沢店	13:55
もしもしピット	14:10
稻川支援学校	14:30
月…小1~4年 木…小1~3年	火…小1~2年 金…小全学年

(0 : 50)

### ○スクールバス運行回数

	大型		小型	
	登校便	下校便	登校便	下校便
月	1	1	1	2
火	1	1	1	2
水	1	1	1	1
木	1	1	1	2
金	1	1	1	2

◆時刻は全て「通過予定時刻」です。

令和 8 年度特別支援学校（県南地区）スクールバス等運行業務委託設計書

1 設計金額

	税抜金額	税込金額
月間委託費		
年間委託費		

2 月間委託費明細

(単位：円)

科目	金額	摘要
人件費		内訳書による
社会保険料		内訳書による
福利厚生費		内訳書による
車両にかかる任意保険料		内訳書による
事務費		円／月
事業費小計		
諸経費		事業費の 10 %
小計		
月間委託費合計		千円未満切捨

令和8年度特別支援学校（県南地区）スクールバス等運行業務委託設計書積算内訳書

1 人件費

区分	時給（円）	実働時間(h)	就業日数 (年間/12)	年間就業日数	人員	金額	摘要
運転手（登下校業務、運行前点検等1時間含む）		4.0	16.84	202	1		大曲(中仙コース)
		4.0	16.84	202	1		大曲(六郷コース)
		5.0	16.84	202	1		大曲(協和コース)
		4.0	16.92	203	1		大曲(せんぼく校)
		3.0	16.75	201	1		横手(大森コース)
		4.0	16.75	201	1		横手(十文字コース)
		4.0	16.92	203	1		稻川(大型バス)
		5.0	12.17	146	1		稻川(小型バス1)
		4.0	4.75	57	1		稻川(小型バス2)
運転手（校外学習業務）		4.0	21.25	255	1		大曲80、せんぼく50、横手60、稻川65
運転手（給食運搬業務）		2.0	15.92	191	1		横手のみ
添乗員（登校業務、介助・添乗・車内清掃等）		1.5	16.84	202	1		大曲(中仙コース)
		1.5	16.84	202	1		大曲(六郷コース)
		2.0	16.84	202	1		大曲(協和コース)
		2.0	16.92	203	1		大曲(せんぼく校)
		1.0	16.75	201	1		横手(大森コース)
		2.0	16.75	201	1		横手(十文字コース)
		2.0	16.92	203	1		稻川(大型バス)
		2.0	16.92	203	1		稻川(小型バス1)
月額計							

2 社会保険料

区分	金額	摘要
厚生年金・健康保険・介護保険・子ども子育て拠出金・子ども子育て支援金含む		
運転手 円×保険料率× / 1,000		
添乗員 円×保険料率× / 1,000		雇用・労災
月額計		

3 福利厚生費

科目	回数	積算内訳	金額	摘要
健康診断料	年1回	円× 16人／12月		
被服費	年1回	円× 16人／12月		
		月額計		

4 任意保険料

科目	区分	積算内訳	金額	摘要
任意保険	年間	円× 9台／12月		
		月額計		

## 物品無償貸付契約書（案）

貸付人 秋田県立大曲支援学校 校長 ○○○○（以下「甲」という。）と、借受人 ○○○○（以下「乙」という。）との間において、下記条項により物品の無償貸付契約を締結する。

### （目的）

第1条 甲は、特別支援学校（県南地区）スクールバス等運行業務委託の受託者である乙に対し、スクールバス等（以下「貸付物品」という）を無償で貸し付けるものとする。

### （貸付物品）

第2条 甲が乙に貸し付ける物品は様式1のとおりとする。

### （期間）

第3条 使用貸付の期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

### （譲渡及び転貸の禁止）

第4条 乙はこの契約により生ずる権利を譲渡し、又は担保の目的に供してはならない。

2 乙は貸付物品を転貸してはならない。

### （貸付物品の管理）

第5条 乙は貸付物品を善良な管理者の注意をもって維持管理しなければならない。

2 貸付物品の維持管理上必要な経費については甲が負担するものとする。

### （使用上の制限）

第6条 乙は貸付物品の使用にあたっては、その用途以外の目的に供してはならない。

2 乙は貸付物品を亡失し、又はき損した場合は直ちに甲にその旨を報告しなければならない。

3 乙は貸付物品を亡失又はき損が乙の責任であるときは、乙の負担において貸付物品を現状に復し、又は甲の決定した適正な価格をもって弁償しなければならない。

### （調査権）

第7条 甲は貸付物品の維持管理の適正を期するため、必要があると認めるときは、職員をして、その実態を調査させることができる。

2 甲は前項による実態調査についての報告若しくは、資料の提出を乙に対して求めることができる。

### （解除）

第8条 甲は次の各号のいずれかに掲げる事態が生じたときは、この契約を解除することができる。

（1）甲において貸付物品を公用又は公共用に供する必要が生じたとき

（2）乙が第4条、第5条及び第6条の規定に違反したとき

（3）その他乙がこの契約上の義務を履行しないとき

### （その他）

第9条 この契約に定めない事項については、甲乙協議をして定めるものとする。

この契約の締結を証するため、契約書を2通作成し、甲乙各自1通を所持するものとする。

令和8年3月 日

甲 貸付人 秋田県大仙市大曲西根字下成沢122  
秋田県立大曲支援学校  
校長 ○○○○

乙 借受人 ○○○○  
○○○○○○○○○○  
○○○○○○○○○○○○○○

## 様式1 貸付物品明細

大曲支援学校

品名	車種	登録番号	車台番号	初度登録年月	排気量	燃料	登録年月日
乗合自動車	大型バス	秋田 200 は 336	LV234N3- 7000876	平成 26 年 9 月	7.79L	軽油	平成 26 年 9 月 22 日
乗合自動車	小型バス	秋田 200 さ 1126	EHW41- 040893	平成 23 年 2 月	2.95L	軽油	平成 23 年 2 月 25 日
乗合自動車	小型バス	秋田 200 さ 1127	EHW41- 040895	平成 23 年 2 月	2.95L	軽油	平成 23 年 2 月 25 日

品名	メーカー	個数	購入年月日
バス用プラズマクラスターイオン発生機	デンソー	2 台 (1127 車設置)	令和 3 年 1 月 8 日
〃	〃	4 台 (1126×2 台, 336×2 台)	令和 3 年 1 月 12 日
スクールバス置き去り防止安全装置	コアテックシステムズ	2 台 (1126 車・1127 車設置)	令和 5 年 6 月 19 日
〃	〃	1 台 (336 車設置)	令和 5 年 6 月 30 日

大曲支援学校せんぼく校

品名	車種	登録番号	車台番号	初度登録年月	排気量	燃料	登録年月日
乗合自動車	小型バス	秋田 200 さ 1506	BE640G- 210773	平成 28 年 3 月	2.99L	軽油	平成 28 年 3 月 16 日

品名	メーカー	個数	購入年月日
バス用プラズマクラスターイオン発生機	デンソー	2 台	令和 3 年 2 月 1 日
スクールバス置き去り防止安全装置	コアテックシステムズ	1 台	令和 5 年 6 月 30 日

## 物品無償貸付契約書（案）

貸付人 秋田県立横手支援学校 校長 ○○○○（以下「甲」という。）と、借受人 ○○○○（以下「乙」という。）との間において、下記条項により物品の無償貸付契約を締結する。

### （目的）

第1条 甲は、特別支援学校（県南地区）スクールバス等運行業務委託の受託者である乙に対し、スクールバス等（以下「貸付物品」という）を無償で貸し付けるものとする。

### （貸付物品）

第2条 甲が乙に貸し付ける物品は様式1のとおりとする。

### （期間）

第3条 使用貸付の期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

### （譲渡及び転貸の禁止）

第4条 乙はこの契約により生ずる権利を譲渡し、又は担保の目的に供してはならない。

2 乙は貸付物品を転貸してはならない。

### （貸付物品の管理）

第5条 乙は貸付物品を善良な管理者の注意をもって維持管理しなければならない。

2 貸付物品の維持管理上必要な経費については甲が負担するものとする。

### （使用上の制限）

第6条 乙は貸付物品の使用にあたっては、その用途以外の目的に供してはならない。

2 乙は貸付物品を亡失し、又はき損した場合は直ちに甲にその旨を報告しなければならない。

3 乙は貸付物品を亡失又はき損が乙の責任であるときは、乙の負担において貸付物品を現状に復し、又は甲の決定した適正な価格をもって弁償しなければならない。

### （調査権）

第7条 甲は貸付物品の維持管理の適正を期するため、必要があると認めるときは、職員をして、その実態を調査させることができる。

2 甲は前項による実態調査についての報告若しくは、資料の提出を乙に対して求めることができる。

### （解除）

第8条 甲は次の各号のいずれかに掲げる事態が生じたときは、この契約を解除することができる。

（1）甲において貸付物品を公用又は公共用に供する必要が生じたとき

（2）乙が第4条、第5条及び第6条の規定に違反したとき

（3）その他乙がこの契約上の義務を履行しないとき

### （その他）

第9条 この契約に定めない事項については、甲乙協議をして定めるものとする。

この契約の締結を証するため、契約書を2通作成し、甲乙各自1通を所持するものとする。

令和8年3月 日

甲 貸付人 秋田県横手市赤坂字仁坂105-1  
秋田県立横手支援学校  
校長 ○○○○

乙 借受人 ○○○○  
○○○○○○○○○○  
○○○○○○○○○○○○○○

様式 1 貸付物品明細

品名	車種	登録番号	車台番号	初度登録 年 月	排気量	燃料	登録年月日
乗合自動車	大型バス	秋田 200 は 422	LV290Q3- 7000215	令和 3 年 3 月	5.19 L	軽油	令和 3 年 3 月 22 日
乗合自動車	マイクロ バス	秋田 200 さ 1912	BE740G- 100562	令和 3 年 3 月	2.99 L	軽油	令和 3 年 3 月 18 日
貨物自動車	トラック	秋田 100 さ 5107	NHR69E- 7456421	平成 16 年 3 月	3.05 L	軽油	平成 16 年 3 月 23 日

品名	規格型式	メーカー	数量	購入年月日	摘要
バス用イオン 発生器	044780-1700	デンソー	3	令和 3 年 3 月 24 日	大型バス用
バス用イオン 発生器	SK-10B	オーニット	1	令和 3 年 3 月 24 日	マイクロバス用
かくにん君	KMK-900 SET-A100	レゾナント・シ ステムズ	2	令和 5 年 6 月 23 日	大型バス・マイク ロバス各 1

## 物品無償貸付契約書（案）

貸付人 秋田県立稻川支援学校 校長 ○○○○（以下「甲」という。）と、借受人 ○○○○（以下「乙」という。）との間において、下記条項により物品の無償貸付契約を締結する。

### （目的）

第1条 甲は、特別支援学校（県南地区）スクールバス等運行業務委託の受託者である乙に対し、スクールバス等（以下「貸付物品」という）を無償で貸し付けるものとする。

### （貸付物品）

第2条 甲が乙に貸し付ける物品は様式1のとおりとする。

### （期間）

第3条 使用貸付の期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

### （譲渡及び転貸の禁止）

第4条 乙はこの契約により生ずる権利を譲渡し、又は担保の目的に供してはならない。

2 乙は貸付物品を転貸してはならない。

### （貸付物品の管理）

第5条 乙は貸付物品を善良な管理者の注意をもって維持管理しなければならない。

2 貸付物品の維持管理上必要な経費については甲が負担するものとする。

### （使用上の制限）

第6条 乙は貸付物品の使用にあたっては、その用途以外の目的に供してはならない。

2 乙は貸付物品を亡失し、又はき損した場合は直ちに甲にその旨を報告しなければならない。

3 乙は貸付物品を亡失又はき損が乙の責任であるときは、乙の負担において貸付物品を現状に復し、又は甲の決定した適正な価格をもって弁償しなければならない。

### （調査権）

第7条 甲は貸付物品の維持管理の適正を期するため、必要があると認めるときは、職員をして、その実態を調査させることができる。

2 甲は前項による実態調査についての報告若しくは、資料の提出を乙に対して求めることができる。

### （解除）

第8条 甲は次の各号のいずれかに掲げる事態が生じたときは、この契約を解除することができる。

（1）甲において貸付物品を公用又は公共用に供する必要が生じたとき

（2）乙が第4条、第5条及び第6条の規定に違反したとき

（3）その他乙がこの契約上の義務を履行しないとき

### （その他）

第9条 この契約に定めない事項については、甲乙協議をして定めるものとする。

この契約の締結を証するため、契約書を2通作成し、甲乙各自1通を所持するものとする。

令和8年3月 日

甲 貸付人 秋田県湯沢市駒形町字八面寺下谷地33-2  
秋田県立稻川支援学校  
校長 ○○○○

乙 借受人 ○○○○  
○○○○○○○○○○  
○○○○○○○○○○○○○○

様式 1 貸付物品明細

品名	車種	登録番号	車台番号	初度登録年月	排気量	燃料	登録年月日
乗合自動車	大型バス	秋田 200 は 440	LV290Q3- 7000340	令和 5 年 3 月	5. 19 L	軽油	令和 5 年 3 月 16 日
乗合自動車	マイクロ バス	秋田 200 さ 1964	BE740G- 200182	令和 4 年 3 月	2. 99 L	軽油	令和 4 年 3 月 1 日

品名	規格・品質	製造番号
送迎用バス置き去り防止安全装置	かくにん君 MK-900SET-A100	2343716
送迎用バス置き去り防止安全装置	かくにん君 KMK-900SET-A100	2343716